

# 災害対策調査特別委員会報告書

平成24年11月1日

宇都宮市議会議長 金子和義様

災害対策調査特別委員会

委員長 渡辺道仁

本委員会は、平成23年7月1日の本会議において設置され、「本市の防災対策及び災害対策の強化に関する事項について」の調査研究を行ってまいりました。

平成23年11月11日の中間報告に引き続き、このたび最終報告としてとりまとめましたので、その経過と結果について次のとおり報告いたします。



委 員 名 簿

(平成24年11月1日現在)

委 員 長 渡 辺 道 仁

副 委 員 長 岡 本 芳 明

委 員 保 坂 寿

同 久保井 永 三

同 郷 間 康 久

同 小 平 美智雄

同 舟 本 肇

同 増 渕 一 基

同 櫻 井 啓 一

同 駒 場 昭 夫

同 菊 地 公 史

同 渡 辺 通 子

同 熊 本 和 夫

同 福 田 久美子

同 阿久津 善 一

同 五月女 伸 夫

(平成24年5月1日辞任)

# 目 次

## I 調査の経過 ----- 1

### 1 委員会の開会

(1) 第1回委員会から第10回委員会まで

### 2 先進都市の視察調査

(1) 長岡市，四日市市，敦賀市

(2) 栃木県

(3) 真岡市

## II 提 言 ----- 6

付託調査事項：本市の防災対策及び災害対策の強化に関する事項について

### 1 市民の防災意識について----- 6

(1) 自助の向上について

(2) 防災教育について

(3) 防災マニュアルについて

### 2 情報伝達・収集体制について----- 7

(1) 災害発生時の情報伝達手段について

(2) 災害時コールセンターの設置について

(3) マスメディア・ICTによる情報提供について

(4) コミュニティFMについて

(5) 地域における情報拠点について

### 3 地域防災力について----- 9

(1) 自主防災組織の支援について

(2) 地域間連携について

(3) 防災リーダーの育成について

(4) 地域内の民間事業者等との連携について

4	避難所及び備蓄について-----	1 1
(1)	避難所の施設機能について	
(2)	避難誘導について	
(3)	備蓄の充実について	
(4)	担当職員の育成について	
5	帰宅困難者対策について-----	1 3
(1)	県・交通事業者との連携について	
(2)	民間事業者の自主的な対応について	
6	原子力災害対策について-----	1 4
III	む す び -----	1 5

# I 調査の経過

## 1 委員会の開会

### (1) 第1回委員会（平成23年7月1日）

ア 議長の招集により開会され，委員会条例第6条の規定に基づいて正副委員長の互選を行い，委員長に渡辺道仁議員，副委員長に五月女伸夫議員を選任した。

### (2) 第2回委員会（平成23年7月22日）

ア 本市の被災状況や災害発生時の状況を把握するため，市内の現地調査を行った。調査箇所は次のとおりである。

(ア) 清原体育館，清原球場

(イ) 清原中央小学校

(ウ) 北清掃センター（災害廃棄物集積所）

### (3) 第3回委員会（平成23年8月8日）

ア 前回の現地調査を踏まえ，災害廃棄物（瓦れき類）の受け入れ期間に係る執行部の今後の対応について改めて確認をした。

イ 松田新田浄水場における浄水発生土の現状と今後の対応について執行部から説明を受け，質疑等を行った。

ウ 各委員から，今回の震災を踏まえた本市の防災対策及び災害対策における課題や今後検討すべき事項等についての意見を集約した。

エ 地域防災計画の概要とこのたびの震災対応の課題等について執行部から説明を受け，質疑等を行った。

### (4) 第4回委員会（平成23年10月17日）

ア 本委員会の調査日程等について協議し，「災害に強いまちづくり・地域づくりに向けた地域防災計画等の修正について」を重点調査項目とし，調査を進めることとした。

イ これまでの委員からの意見や執行部からの説明等を踏まえ、11月中旬に予定している地域防災計画の初動体制の見直しに向けた提言について協議し、本委員会の中間報告を提出することに決定した。

(5) 第5回委員会（平成23年11月8日）

ア 本委員会の中間報告書（案）について、取りまとめを行った。

(6) 第6回委員会（平成23年12月16日）

ア 地域防災計画の見直しに関する取り組みについて執行部から説明を受け、質疑等を行った。

中間報告書内容	執行部の対応
1 情報伝達体制の充実・強化	
(1) 市民等への情報伝達手段の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な情報通信手段の活用，ラジオや同報系無線等の伝達手段や広報車による広報等について，体制の充実</li> <li>・災害時のコールセンター機能の整備と問い合わせ先等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな情報伝達手段の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎテレビデータ放送での災害情報の提供</li> <li>・エリアメール，登録制メール配信サービスの利用環境整備</li> </ul> </li> <li>○防災ラジオ，同報系防災行政無線等，本市における導入可能性の検討</li> </ul>
(2) 地区市民センター等における情報伝達体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区市民センター等への相談窓口等の設置による情報伝達体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動系MCA無線の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・早急に配備すべき課や避難所に指定されている小中学校等にMCA無線を配備</li> </ul> </li> <li>○地域との伝達体制の構築</li> </ul>
2 避難場所・避難所や備蓄に関する体制の充実	
(1) 災害時の対応の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の行動や避難所等での対応を含めた避難マニュアルの作成</li> <li>・避難所の街区表示板等への表示とその周知</li> <li>・避難マニュアルの周知啓発と避難所への配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●震災の経験を踏まえた避難所マニュアルの見直しに着手</li> <li>●政策広報により災害時の基本的な対応を周知</li> <li>○市民向け避難マニュアルの作成・普及啓発</li> </ul>

中間報告書内容	執行部の対応
<p>2 避難場所・避難所や備蓄に関する体制の充実</p> <p>(2) 避難所における備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所と備蓄倉庫が一致しており，避難所開設前にも市民等が備蓄を利用</li> <li>・避難所となる小中学校等を有効活用し，高齢者・障がい者や女性，乳幼児等への配慮を含め，避難時の支障を最小限にとどめるような備蓄とその管理体制の整備</li> </ul> <p>(3) 避難所が被災した場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所が損壊した場合でも速やかに民間事業所などの協力を得て，避難者・帰宅困難者への対応ができるような平時からの民間事業者や鉄道事業者等との連携</li> </ul>	<p>●避難所検討部会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携し，速やかに被災者支援が行える備蓄品の供給方法の検討</li> </ul> <p>●現物備蓄の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども用・大人用紙オムツ</li> <li>・生理用品</li> </ul> <p>○備蓄供給体制の見直し，備蓄庫配置の検証</p> <p>○高齢者・障がい者，乳幼児等に対応した備蓄品の充実</p> <p>●県との意見交換</p> <p>●交通事業者への働きかけ</p> <p>○指定見直しを含めた避難所のあり方について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時避難場所，避難所の役割整理</li> <li>・指定した避難所が使用できない場合の民間施設活用について検討</li> </ul>
<p>3 地域防災力の強化</p> <p>(1) 地域防災拠点の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点である地区市民センター等の情報伝達や相談窓口などの充実</li> <li>・地域の活動拠点として，避難所に指定されている小中学校等を位置づけ，その備蓄の充実</li> </ul> <p>(2) 地域防災拠点との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点と消防団，自主防災組織が連携し，情報伝達体制の整備と，防災訓練等が実施できるような行政の支援の充実</li> </ul>	<p>●地域防災拠点との情報伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治センター，地区市民センター，市民活動センター等にMC A無線を整備</li> </ul> <p>●避難所検討部会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者への情報伝達体制について検討</li> </ul> <p>○拠点避難所を中心とした地域内の情報伝達ネットワークの構築</p>

(●：対応状況，○：今後の取り組み)

イ 執行部からの説明等を踏まえ，取り組むべき事項等について協議した。

(7) 第7回委員会（平成24年2月13日）

ア 東日本大震災に関する市民の主な意見等について執行部から説明を受け，質疑等を行った。

イ 執行部からの説明等や1月18日から20日に実施した先進都市の視察調査（長岡市，四日市市，敦賀市）を踏まえ，取り組むべき事項等について協議した。

(8) 第8回委員会（平成24年8月9日）

ア 副委員長の辞任に伴い，委員会条例第6条の規定に基づいて，副委員長の互選を行い，岡本芳明議員を選任した。

イ 本委員会の調査日程について協議した。

(9) 第9回委員会（平成24年10月9日）

ア 「宇都宮市地域防災計画」の修正骨子について執行部から説明を受け，質疑等を行った。

イ 災害に強いまちづくり・地域づくりに向けた地域防災計画等の修正について総括を行った。

(10) 第10回委員会（平成24年10月26日）

ア 本委員会の報告書（案）について取りまとめを行った。

## 2 先進都市の視察調査

### (1) 長岡市，四日市市と敦賀市の視察調査

長岡市の「災害対策」について，四日市市の「自主防災組織等による地域防災力」についてと，敦賀市の「防災対策（原子力防災，防災情報の管理等）」について調査をするため，平成24年1月18日から20日までの3日間にわたり視察を行った。

### (2) 栃木県の視察調査

栃木県の「栃木県地域防災計画（震災対策編，風水害・雪害対策編）の修正骨子（案）」，「栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の骨子（案）」について調査をするため，平成24年8月9日に視察を行った。

### (3) 真岡市の視察調査

真岡市の「竜巻災害対策」について調査するため，平成24年8月20日に視察を行った。

## II 提 言

地域防災計画やマニュアル等の見直し，計画に基づく防災対策の推進に当たっては，下記の事項の実現について十分に配慮するよう提言する。

### 1 市民の防災意識について

#### (1) 自助の向上について

今回の東日本大震災の経験や先進都市の視察調査において，災害時には，まず第一に自分の身は自分で守ること，すなわち自助の大切さを大いに痛感した。中越地震を経験した長岡市や，自然災害だけでなく大規模な工業団地が立地し人工的な災害への危機感の高い四日市市においても，自分の身は自分で守ること，家庭での日ごろからの備えなど，自助についての取り組みに重点を置いており，それが共助である地域防災力の強化につながっていた。

災害に強いまちづくり・地域づくりのためには，市民に対して，常日ごろからの備えや災害時の対応を，具体的に，わかりやすく周知啓発するよう，広報紙やホームページ，出前講座，さらには小中学校での授業など，あらゆる機会を活用した広報に努めるとともに，各種団体や民間事業者との連携した取り組みの充実が必要である。

また，防災意識については，災害直後には高い関心をもつが，時が経つにつれて低下することが懸念される。今回の原子力災害を含めた震災の教訓を市民が忘れずに，後世に伝えていくためにも，震災が発生した「3.11」という日に，家庭の備蓄のチェックや地域での防災活動の実施などを促すことで，市民の防災意識の高揚を図ることが必要である。

#### (2) 防災教育について

市民に自助の大切さを根づかせるためにも，子どもの頃からの「自分の身は自分で守る」という意識が育つような防災教育が必要である。

現行の地域防災計画においても，その認識を持ち，教職員の防災意識の

高揚と指導力の向上を図るとともに、防災教育の充実として、防災関係指導資料等を活用した取り組みを実施しているが、今後は、学校生活の中で災害が起きた時に、児童生徒がお互いを助け合いながら避難することができるよう、児童生徒の発達段階に応じて、今回の原子力災害を含め、震災を踏まえた映像を活用したり、児童生徒が主体の防災訓練を実施するなど、実践に生かせる防災教育のさらなる充実を図る必要がある。

### (3) 防災マニュアルについて

市民における自助意識の向上のためには、災害時に冷静な対応がとれるよう、防災に対する備えや避難時等の対応について共通認識を持つことが必要であり、そのためにも今回の計画見直しに合わせて実施を予定している防災マニュアルの作成・配布は大きな効果が期待できるものである。

防災マニュアルの作成に当たっては、市民にマニュアルを活用してもらうためにも、備蓄や耐震補強などの常日ごろからの備えや災害時に被害を最小限に抑える対応、災害復旧時の支援内容などが、子どもからお年寄りまで、誰が見てもわかりやすく、理解しやすい、図式などを活用した内容とすることや、各地域の実情に応じた対応がとりやすいマニュアルとなるような工夫が必要である。

## 2 情報伝達・収集体制について

### (1) 災害発生時の情報伝達手段について

災害発生時には市民等の冷静な対応が必要であり、そのためにも必要な情報を市民等へ迅速かつ確実に提供することが不可欠である。

市民等への情報伝達体制の充実を図るためには、地域の特性も勘案しながら、様々な情報通信手段を活用し、効果的に市民が情報を収集する機会を提供するとともに、今回の震災を経験して得られたラジオや同報系防災行政無線等の確実性が期待できる情報伝達手段や広報車等により現地に直接出向くことによる広報等について、体制の充実を図ることが必要である。

## (2) 災害時コールセンターの設置について

緊急情報や災害に関連した生活情報を迅速・的確に提供する災害時コールセンターの設置を予定しているとのことだが、多くの市民から、さきの東日本大震災時に不安だったことや困ったこととして、十分な情報が得られなかったことという意見があり、災害時コールセンターの設置はその解消の大きな一助になるものである。その設置に当たっては、問い合わせ先等の周知徹底に努めるとともに、インターネット等による情報に接することができない方などに配慮しながら、人員等を含めて十分に検討し、その体制づくりを早急に図ることが必要である。

## (3) マスメディア・ICTによる情報提供について

東日本大震災の発生時には、マスメディアから多くの情報を得た。現在も、とちぎテレビにおけるデータ放送を開始するなど、マスメディアによる情報提供の充実を推進しているが、さまざまな情報通信手段を活用し、効果的に市民が情報を収集できるような仕組みを充実させるためにも、ラジオ放送局や新聞社とも連携し、災害対応・復旧時に効果的に情報提供できるような取り組みや体制を構築することが必要である。その際には、市民の混乱を防ぐためにも、収集する媒体の違いによる情報の差異が生じないように、関係機関と十分に連携しながら、情報の統一性を確保する体制を構築することが肝要である。

また、インターネット環境が整備されるとともに、スマートフォンなどの携帯端末の普及やフェイスブック等のソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の利用が増加していることなどから、情報通信技術（ICT）を活用した情報提供体制を強化するためにも、市ホームページによる災害に関する情報提供について、掲載内容や閲覧の容易性のさらなる充実を図ることが必要である。

## (4) コミュニティFMについて

中越地震を経験した長岡市では、被災時に多くの住民が、地域に特化したコミュニティFMによるラジオ放送から必要な情報を得ていた。このた

びの東日本大震災の際にも、被災地でコミュニティFMが避難生活等において大きな助けとなっていた。

また、長岡市や複数の原子力発電所がある敦賀市などでは、防災用ラジオを市民に配布するなどの取り組みを行っており、FMラジオの災害時における必要性を実感した。

今回の震災を経験して得られた確実性が期待できるラジオという情報伝達手段については、より一層、その有効活用を図る必要があることから、市内のFM放送局などの関係機関との連携を図りながら、コミュニティFMの構築に向け、コミュニティFMに関する他市の取り組みを十分に調査研究する必要がある。

#### (5) 地域における情報拠点について

地域自治センターや地区市民センターなどの地域に身近な公共施設は、災害時にも地域拠点施設として、重要な役割を担っており、MCA無線の配備等を実施している。

さらに、今後、大規模災害時における地域への情報拠点として、地域自治センターや地区市民センター、市民活動センターにおいて、市民・行政の双方から情報が集まる体制を整備することであるが、その整備に当たっては、災害に関する相談窓口の設置等により市民からの情報を的確に把握する体制や、災害対策本部との効率的な連絡体制など、人員等も十分に考慮しながら、地域自治センター等が災害時の情報に関する小さな災害対策本部として、市民から必要な情報を収集でき、迅速な応急対応等へつなげられるような体制づくりが必要である。

### 3 地域防災力について

#### (1) 自主防災組織の支援について

本市では、共助である地域防災力を育成するため、連合自治会単位に自主防災組織を組織している。訓練等に工夫を凝らし、活発に活動している組織もあるが、地域によって活動に差が見られる。

自主防災組織の活動を一步先に進め、市域全体の地域防災力の底上げを図るためにも、自主防災組織に対する行政による専門的な助言や意見などが必要となる。また、災害時には、行政と自主防災組織が緊密に連携して対応する必要性もあることから、行政としても自主防災組織の自主性を促すためにも、地域の防災訓練等にも参加するなど、積極的に活動支援を実施することが必要である。

また、自主防災組織の活動支援には、財政的な援助も必要であり、これまでも自主防災組織育成事業補助金を支出してきたが、今回の震災の経験を踏まえ、自主防災組織に必要な財政支援のあり方についての見直しを検討することが必要である。

これらの支援を推進しながらも、将来的には単位自治会でのきめ細かな自主防災組織の育成を目指すことも必要である。

## (2) 地域間連携について

現在の自主防災組織の活動は、地域の自主性によるところが大きい。地域によっては、自主的・自律的に地域防災力を高めるため、連絡体制や防災訓練など様々な工夫を凝らし、地域内での研修会の実施などの取り組みを行っているところもある。しかし、そのような取り組みについて、地域間で情報を共有する機会がないため、自分の地域の現状を理解することや、ほかの地域の活動を参考にすることができない。

また、実際の被災時には、地域を越えた連携の必要性も想定される。

地域間の連携を推進することは地域防災力の底上げの原動力となりうることから、各地域のまちづくり組織の防災担当者間で情報交換ができ、地域間のネットワークを構築するための場を設けることや、地域間の連携が深まるような防災訓練のあり方について検討することが必要である。

## (3) 防災リーダーの育成について

地域間で自主防災組織の活動に差が生じる要因の一つとして、組織を指導する専門的な知識を持った人がその地域にいるかどうかという点が考えられる。長岡市でも、防災に関するリーダー的存在の必要性を認識し、市

民防災安全大学において市民防災安全士を育成している。

本市においても、防災リーダーの育成に関する取り組みを積極的に推進することが必要であることから、行政が主体となって、防災リーダーを育成するための制度を創設するとともに、各地域で防災リーダーが活動できるような仕組みを構築することが必要である。

#### (4) 地域内の民間事業者等との連携について

被災時に必ずしもその地域住民が自分の地域にいるとは限らない。実際に、今回の震災は、平日の昼間に発生しており、仕事等で自宅にいない人が数多くいた。それゆえ、現在、各地域で実施している防災訓練では、平日の昼間に被災した際には対応できないと考えられる。四日市市では、自主防災組織の訓練に、その地域の企業も参画していた。

地域防災力の強化に当たっては、地域住民だけでなく、企業等の民間事業者や避難所となる小中学校、さらには高齢者等を受け入れている社会福祉施設など、その地域に関連する方々と連携した防災訓練の実施などの取り組みを促進することが必要である。

また、自主防災組織の活動になるべく多くの地域関係者の参加を促すためにも、より身近な活動の推進に向けた支援に努めることが必要である。

### 4 避難所及び備蓄について

#### (1) 避難所の施設機能について

長岡市の避難所の施設機能は充実しており、体育館には、災害時のため、コンセントやテレビアンテナ、LANの配線や端末が配備されており、備蓄や発電機も充実していた。また、長岡市立東中学校の構造は特徴的で、災害発生時に、避難者が避難所に長期滞在することになっても、避難用の施設と通常の学校業務のための施設をあらかじめ明確に区分しておくことで、生徒への教育活動に支障を来たさないような工夫がされていた。

また、松戸市や豊橋市などでは、避難所となる学校に自然エネルギーを活用した発電機能となりうる太陽光発電を設置するなどの取り組みを実施

している。

本市の避難所については、小中学校の体育館等の校舎等を指定しているが、とりわけ市内に93カ所ある小中学校については、避難所として大きな役割を担っていることから、こうした先進都市の事例を参考に避難所としての施設機能の充実を図ることが望まれる。

避難所の施設機能の充実については、太陽光発電や蓄電、耐震補強等の技術革新の動向を十分に注視し、いつ起こるかわからない災害に備えるためにも早急に検討するとともに、避難所に指定されている施設の改修等の時期には、公共施設としてだけでなく避難所としての機能についても十分検討し、その向上・充実を図ることが必要である。

## (2) 避難誘導について

災害時の避難者には、住民以外にも、仕事や買い物などでその地域に居合わせた人などが含まれることもある。今回の震災時にも、JR宇都宮駅の帰宅困難者の誘導の際には、情報の錯綜などもあり、対応に混乱を来した。その地域の土地勘がない方でも、パニックや混乱を来すことなく、避難所等へ移動できるようにするためにも、避難所に指定されている小中学校等への看板、掲示板を含めた誘導體制の整備を図ることが必要である。

また、避難所が被災した場合の代替避難所を迅速に特定するため、今後、民間施設登録制度を創設するとのことだが、被災時における代替避難所への避難誘導についても、該当地域の自主防災組織等と十分に連携をとりながら、適切な誘導方法について検討することが必要である。

## (3) 備蓄の充実について

本市では、市内14カ所に分散する備蓄庫から各避難所に備蓄物資を搬送することとしているが、この度の震災の教訓を踏まえると、避難者に、より迅速に毛布等を届けるためには、各避難所に備蓄することが有効である。そのようなことから、市内39連合自治会ごとに備蓄避難所の設置を計画しているとのことであるが、備蓄の管理上の性質を踏まえ、集中管理と分散管理の適否について精査しながら、地域の活動拠点となる39カ所

の備蓄避難所にとどまらず、単位自治会ごとや、小中学校を含めた多くの避難所において、一時的・応急的な避難支援活動を実施できるような体制づくりを目指す必要がある。

また、高齢者や障がい者、女性、乳幼児等に配慮した備蓄が必要である。

#### (4) 担当職員の育成について

今回の震災時に、避難所開設等の担当となった職員等も対応に苦慮するところが見られた。災害は、いつ起きるかわからないので、担当職員等が避難所の開設等において冷静な対応をとるためにも、あらかじめ必要な研修や訓練を実施することが必要である。

### 5 帰宅困難者対策について

#### (1) 県・交通事業者との連携について

本市では、帰宅困難者対策として、県やJR東日本などの交通事業者と連携し、帰宅困難者を想定した避難所や避難誘導、物資・情報の提供を実施していくとのことであるが、その際には、十分に協議・調整の場を設け、備蓄等において県や交通事業者との重複を避け、効率的な対策を講じる必要がある。

#### (2) 民間事業者の自主的な対応について

帰宅困難者の対応において、民間事業者の協力は必要不可欠である。

現在の計画において、事業所における自主防災組織の育成・強化を掲げており、特に、多数の人が出入りする施設や危険物を扱う施設等への自主防災組織の設置を強く指導しているとのことだが、なるべく多くの民間事業者が自主防災組織を設置するよう、行政による指導を強化するとともに、今回の震災でも発生した帰宅困難者への対応が少しでも軽減できるよう、民間事業者において自主的に帰宅困難者となった社員への対応をとるための備蓄等の体制充実について、積極的に協力を求めることが必要である。

## 6 原子力災害対策について

今回の震災を経て、原子力発電所の事故に起因する放射性物質の飛散等といった新たな災害への対応として、空間放射線量の測定や水道水に含まれる放射性物質の測定等がなされた。市民の不安を払拭するためにも、引き続き、これらの取り組みを継続するとともに、さらなる監視体制の強化にも努めることや、風評被害についても迅速にその対応について検討することが必要である。

また、地域防災計画の修正において、本市域は、日本原電東海第二原子力発電所からの距離が50キロメートル以上であり、プルーム（気体あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団）通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域であるPPAの範囲からは外れるが、PPAと同等の対応を前提とした対策を盛り込むことにより、市民の不安を解消できるような体制づくりに努めることが必要である。

### Ⅲ む す び

本委員会は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、今後、同規模の災害に遭った場合にも、被害を最小限にとどめ、市民の安全・安心をより一層確保することができる災害に強いまちづくり・地域づくりを推進するため、総合的な調査検討を進めてきた。調査に当たっては、執行部の災害時の対応状況やその後の検討経過の説明を受けるとともに、市内の被災状況の現地調査や、実際に災害を経験した他市へも出向き、積極的な調査に努めてきた。

今回の震災は、これまでの想定を超える甚大なものであり、また、地震、津波だけにとどまらず、原子力発電所の事故による放射性物質の飛散等という新たな災害により、広範囲に大きな影響を及ぼすものとなった。

また、本年5月には、栃木県内では真岡市、益子町、茂木町の県東部地域において瞬く間に家屋が飛ばされてしまうような竜巻が発生し、自然の脅威や地球環境の変化というものを改めて実感するところであった。

災害は、いつ発生するかわからない。また、今回の震災や竜巻のように、今後とも、これまで想定していなかった災害が発生することもある。それゆえ、本市の地域防災計画を中心とした災害対策においても、これからは「防災」という視点に加え、「減災」という視点も必要である。

このような状況の中、災害対策のあり方を考えるときに、大切なことは「自助」、「共助」、「公助」が効果的に連携することであり、災害時には行政だけでなく、自分自身やその家庭、そして地域・社会が主体となるべきということである。特に、今回の震災等を踏まえて得られた、「これまでのような行政だけの力では災害に対応できない。まずは自分で自分の身の安全を守ること。そして、近隣に住む人たちと助け合いながら、自分たちの地域は自分たちの力で守ること」、すなわち「自助」と「共助」という機能がいかに必要であり、欠かせないものであることを忘れてはならない。それゆえ、各主体がみずからで考え、みずからの役割を認識し、できることから取り組んでいくことが肝要である。

本委員会が提言した内容が、災害に強いまちづくり・地域づくりのために、市民や企業、行政が果たすべき役割の道標として寄与することを期待するものである。